

令和4年4月26日

児童生徒・保護者の皆様

広島市立広島特別支援学校
校長 合田和広

異常気象や地震発生の際の安全対策について〈令和4年度4月改訂版〉

広島地方気象台の防災気象情報および広島市教育委員会「学校防災マニュアル（令和4年2月改正版）」の判断基準をもとに、本校では、異常気象や地震発生の際の安全対策について、児童生徒の安全確保を最優先し、下記のように取り扱いますので、御確認いただき、適切に対処してくださるようお願いします。

記

I 異常気象の際の自宅待機・臨時休校について

1 「特別警報」が発表された場合および「震度5弱」以上の地震が発生した場合

広島市のいずれかの区（安佐南区、安佐北区、佐伯区も含まれます）において、「特別警報」が発表された場合、および「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、全ての市立幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校において、次のような対応をします。

(1) 17時から24時までに発表・発生した場合には、翌日を一齐臨時休業（休校）とします。

(2) 0時から8時30分までに発表・発生した場合は、当日を一齐臨時休業（休校）とします。

※ 気象庁の発表は、「区ごと」となりますが、保護者の帰宅やライフライン等は区を超えて影響があると考えられますので、市内のいずれかの区で「特別警報」が出された場合や地震の震度が「5弱」以上と出れば、市立全校園で同じ対応とします。

※ 午前6時以降に発表された特別警報については、自主・自力の生徒、スクールバスへの対応等を考慮して校長が判断し、メール連絡網（PTA ミッタシステム）等で御家庭に連絡いたします。

2 【警戒レベル4】「避難指示」、【警戒レベル5】「緊急安全確保」の「避難情報」が発令されている場合

(1) 午前6時の時点で、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域に発令されている場合は、臨時休業（休校）とします。

(2) 午前6時以降に発令された場合は、自主・自力の生徒、スクールバスへの対応等を考慮した上で、校長が判断し、メール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

3 「台風接近時の対応」で、「警報」が発表されている場合

(1) 午前6時の時点で、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のうち警報が一つでも発表されている場合は、臨時休業（休校）とします。

(2) 午前6時以降に警報が発表された場合については、自主・自力の生徒、スクールバスへの対応等を考慮して校長が判断し、メール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

(3) 「台風接近時の対応」となるかどうかについては、広島市教育委員会の判断に従って決定されます。「台風接近時の対応」となる場合には、連絡があり次第、メール連絡網でお知らせします。また、公共交通機関の計画運休が決定されている場合など、台風の進路・規模等により、本市への影響が大きいと見込まれている場合には、教育委員会において、前日中に対応を決定する場合があります。

4 台風接近時以外で、「警報」が発表されている場合

(1) 午前6時の時点で、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のうち警報が二つ以上発表されている場合は、臨時休業（休校）とします。なお、「警報」が一つのみ発表されている場合は、通常どおりに開校するかどうかを検討し、メール連絡網等で御家庭に連絡します。

裏面に続く

(2) 午前6時以降に警報が二つ以上発表された場合については、自主・自力の生徒、スクールバスへの対応等を考慮して校長が判断し、メール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

※ なお、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区に「警報」等が発表されていない場合でも、地域により状況や危険度が異なる場合がありますので、気象情報や交通情報などにより各御家庭で登校の可否等を判断し、登校できないと判断したときには直ちに学校に連絡してください。このような理由で登校できない場合には、「特別欠席」の扱いとします。

※ 午前6時の時点での上記1～4の異常気象の際の臨時休業（休校）に関しては、午前7時までにメール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

5 JRの運休に伴う場合

広島市南区・中区・西区・東区・安芸区に「警報」等が発表されていない場合でも、JRが山陽本線（広島駅を含む区間）計画運休を決定し、この計画運休が始発から予定されている場合は、その計画運休当日を臨時休業（休校）とします。

臨時休業（休校）とした日は、原則として登校日の予備日等を利用して授業を振り替えます。

II 異常気象の際の児童生徒の下校について

1 在校中に「特別警報」等が発された場合は、安全を十分確認した上で、原則として次のとおりとします。この場合にはメール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

(1) スクールバスを利用されている児童生徒については、通常通り安全に留意してバスを運行し、下校させます。ただし、バス停や自宅周辺に危険箇所（河川の氾濫等）がある場合には、御連絡ください。

保護者が引き取りに来られるまで学校で待機させます。

(2) 福祉サービスを利用されている児童生徒については、通常通り学校で引き渡しを行います。

(3) 自力通学の生徒の場合は、原則として次のとおりとします。

① スクールバスに乗車できることを確認し、保護者へスクールバスで下校する旨を連絡します。

② スクールバスでの下校が困難な場合には、保護者が引き取りに来られるまで、生徒を学校に待機させます。保護者と連絡が取れ、かつ帰路経路の安全が確認できた場合は、その生徒から順次下校させます。

2 在校中に、震度5弱以上の地震が発生した場合または、下校中に同様の地震が発生し学校に戻ってきた場合は、安全を十分確認した上で、原則として次のとおりとします。この場合にはメール連絡網等で御家庭に連絡いたします。

(1) 保護者が引き取りに来られるまで、児童生徒を学校で待機させます。

(2) 保護者と連絡が取れ、かつ帰路経路の安全が確認できた場合は、その児童生徒から順次下校させます。

【留意事項】

自力通学をしている生徒につきましては、河川・水路の増水、通行する車などに注意をさせてください。特に自転車や徒歩による登下校の場合は、十分な注意が必要です。必ず登校前には保護者と通学に際して危険がないか十分に話し合い、登校を控える場合には学校へ連絡してください。また登下校中においても、危険だと判断したときは、最寄りの安全な施設に身を寄せ、可能になったら直ちに保護者・学校に状況を電話等で連絡するよう御家庭でもお話をしてください。

また、状況に応じて、保護者が引き取りに来られる場合には、周囲の安全にも十分に御留意ください。

広島特別支援学校の電話番号 082-250-7101